

# 入札約款

## (目的)

第1条 銚子市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る競争入札を行う場合（電子入札で行う場合を除く。）における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案（以下「設計図書等」という。）を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書（別記様式第1号）は、封かんのうえ、封筒に入札者の商号又は名称を表記し、公告又は通知書に示した日時までに入札場所に参集し、提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札の前に委任状（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## (入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号のいずれかの方法により申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式第3号）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札と同様の方法により提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

## (公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、期限までに入札参加資格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (10) 入札金額内訳書の提出が必要な入札において、入札金額内訳書の提出がない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備のある入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において、失格とされた入札

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設定した入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない入札にあっては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 入札参加資格を入札後に審査する方式(事後審査方式)の入札においては、前項中「落札者」とあるのは「入札参加資格の審査順位」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、審査順位が上位の者に入札参加資格があると確認されたときは、その者を落札者と決定し、下位の者の審査は行わない。

3 前各項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。ただし、入札が無効になった者及び最低制限価格を設定した入札にあっては最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

2 前項の規定は、銚子市市有財産及び契約に関する条例（昭和39年銚子市条例第21号）第2条に規定する契約に係る仮契約についても適用する。この場合において、前項中「落札決定の日」とあるのは「議会の議決があった日」とする。

（契約の保証）

第10条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に係る協議）

第11条 工事の請負契約に係る落札者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合には、当該契約の締結前に契約書への記載事項に係る協議を発注者と行わなければならない。

（工事等の着手）

第12条 工事の請負契約に係る落札者は、契約締結後、銚子市建設工事適正化指導要綱に定める現場代理人・監理技術者等選任届、工事着手届（様式第7号）を、委託業務に係る落札者は、主任技術者等届、業務着手届（別記様式第4号）をそれぞれ提出して、契約内容及び建設業法に違反しないこと等の確認を受けなければならない。ただし、契約約款に定めのないときは、この限りでない。

（工事完成の通知）

第12条の2 工事の請負者は、当該工事が完成したときは、工事完成通知書（別記様式第5号）を提出しなければならない。ただし、契約約款に定めのないときは、この限りでない。

（委託業務の完了）

第12条の3 委託業務の請負者は、当該業務が完了したときは、業務完了報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。ただし、契約約款に定めのないときは、この限りでない。

（異議の申立て）

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第14条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

(沿革)

平成6年4月1日制定 平成6年4月1日施行

平成10年4月1日改正 平成10年7月1日施行

平成15年4月1日改正 平成15年4月1日施行

平成15年10月1日改正 平成15年10月1日施行

平成15年10月15日改正 平成15年10月15日施行

平成17年10月1日改正 平成17年10月1日施行

平成23年8月1日改正 平成23年8月1日施行

平成26年3月20日改正 平成26年4月1日施行

令和元年10月1日改正 令和元年10月1日施行

令和4年4月1日改正 令和4年4月1日施行

別記  
様式第1号（共通）

# 入札書

年 月 日

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名  
(受任者)

印

代理人氏名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって、受注（納入）したいので、入札いたします。

入札金額	十億			百万			千			円

工事等の名称

工事等の場所

※ 金額は算用数字で記入し、頭書を「¥」で止めてください。

# 委 任 状

年 月 日

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名  
(受任者)

印

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名

印

記

工事等の名称

---

工事等の場所

---

(注) 年間代理人の方から委任される場合は、使用印鑑届兼委任状の写しも併せて提出してください。

# 入札辞退届

年 月 日

銚子市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名  
(受任者)

印

工事等の名称

上記工事について、入札参加資格がある旨の確認を受けましたが、  
指名

次の理由により入札参加を辞退します。

## 辞退理由

- 1 手持ち工事等が多く、さらに工事を受注することが困難である。(向こう 月程度)
- 2 この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社(個人企業の場合には個人)の都合による。
- 5 その他( )

- ・ 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・ 辞退理由のうち、該当するものの番号に○印を付けてください。
- ・ 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- ・ 辞退理由5の場合には、簡潔に理由を記入してください。

## 注意

- 1 この届は、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか郵送してください。
- 2 入札執行中には、この届文はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出してください。
- 3 交通事情等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後において契約担当者に直接提出してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分に留意して下さい。

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

主任技術者等届  
業務着手届

年 月 日付け契約に係る委託業務について、次のとおり主任技術者等を選任し、また、業務に着手したので届け出ます。

委託業務名			
委託業務箇所			
履行期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
実施着手		年 月 日	
主任技術者等	<input type="checkbox"/> 主任技術者	氏名	
		法令による 免 許	
	<input type="checkbox"/> 管理技術者	氏名	
		法令による 免 許	
	<input type="checkbox"/> 照査技術者	氏名	
		法令による 免 許	

※ 主任技術者等となる者について、仕様書等において法令等による免許を有することが求められていない場合は、「法令による免許」欄の記載は要しない。

# 工事完成通知書

年 月 日

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

次のとおり工事が完成しましたので、建設工事請負契約書の規定に基づき通知します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	金 円 (税込)
契 約 締 結 日	年 月 日
契 約 上 の 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 年 月 日 (実際に完成した日)	年 月 日

# 業務完了報告書

年 月 日

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

次のとおり業務が完了しましたので、委託業務契約書の規定に基づき通知します。

委託業務名	
委託業務箇所	
業務委託料	金 円 (税込)
契約締結日	年 月 日
契約上の履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日
完了年月日 (実際に完了した日)	年 月 日

(参考)

# 免税事業者届出書

年 月 日

銚子市長

様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

私は、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となる（予定である）ので、その旨届け出ます。

(参考)

入札書封筒の記載例

年	月	日
銚子市長	〇〇	〇〇 様
入 札 書 在 中		
工 事 等 の 名 称		
工 事 等 の 場 所		
入札参加者		
住所又は所在地		
商号又は名称		
代表者職氏名		
(受任者)		
代理人氏名		
印		

(注) 水道事業案件の宛名は、「銚子市水道事業 銚子市長 〇〇〇〇様」となります。

下水道事業案件の宛名は、「銚子市下水道事業 銚子市長 〇〇〇〇様」となります。

病院事業案件の宛名は、「銚子市病院事業 銚子市長 〇〇〇〇様」となります。